２００７年4月１２日

各　　位

会　社　名　マックスバリュ東海株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長 内 山 一 美
（コード番号：８１９８）
問 合 せ 先　専務取締役　　片 山 勝 治
（ TEL. ０５５-９８９-５０５０㈹）

役員報酬等改定に関するお知らせ

当社は、2007 年 4 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬と企業業績との連動の視点から、現行の報酬制度の大幅な見直しを行うべく、従来の役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを含めた「役員報酬等改定の件」に関する議案を、2007 年 5 月 24 日開催予定の当社第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員の報酬等枠の改定および取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして付与するための報酬等上限枠設定

当社の取締役の報酬額は、1987 年 8 月 12 日開催の第 26 期定時株主総会において月額 3,000 万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）、また監査役の報酬額については、1994 年 6 月 29 日開催の第 33 期定時株主総会において月額 350 万円以内とする旨各々ご承認いただき今日に至っておりますが、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行や経済情勢の変化、さらには取締役に対する業績連動型報酬制度導入の情勢等を踏まえ、報酬設計の柔軟性を高めるため、取締役および監査役の報酬等について下記のとおり改定するものであります。

① 取締役の報酬額等については、月額を年額に改め、従来の役員賞与部分を含め 3 億 1 千万円以内とするとともに、上記の金銭による報酬額とは別枠として、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額 5 千万円以内とさせていただきたいと存じます。

② 監査役の報酬額等については、月額を年額に改め 4 千 2 百万円以内とし、そのすべてを固定型の月例金銭報酬とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は 9 名（うち社外取締役 1 名）、監査役は 4 名であります。

2. 役員退職慰労金制度廃止

（1）2007 年 5 月 24 日開催予定の第 45 期定時株主総会終結の時をもって、役員の退職慰労金制度を廃止いたします。

（2）本制度の廃止に伴い、在任中の役員に対し、当社所定の基準に従い、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、本株主総会の承認を得た上で、各氏が役員を退任した時に支給する予定であります。

なお、役員退職慰労金制度の廃止にともなう業績への影響は軽微であり、2007 年 4 月 4 日に発表した 2008 年 2 月期の連結・個別業績予想には織り込み済みであります。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション導入

（1）目的

当社は、取締役に対する報酬等に関して、当社の業績や株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、上記 2.にて記載したとおり退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権）を、当社の取締役に対して割り当てることといたします。

なお、本議案の承認可決後は、株主総会においてご承認いただいた個数・金額の範囲内で、毎年、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てる予定です。

（2）新株予約権の概要

① 新株予約権の目的たる株式の種類および数

❒新株予約権の個数　　200 個を 1 年間の上限とする。

❒目的たる株式　　当社普通株式　20,000 株を 1 年間の上限とする。

❒新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、100 株（単元株式数）とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

② 新株予約権の発行日および発行価額

❒各新株予約権の発行日　毎年 5 月 1 日（土曜日・休日の場合は翌営業日）とする。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に近接する取締役会において、上記①の範囲内で 1 年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役に付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。

③ 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、行使価額は 1 円とする。

ただし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式 1 株当たりの払込金額 1 円を調整後の株式数で除した金額とする。

④ 新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日より 1 箇月を経過した日から 15 年間とする。

⑤ その他新株予約権行使の条件

1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限って権利行使ができるものとする。
2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

⑥ 新株予約権の消滅事由及び消却の条件

1) 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記⑤1)ただし書の退任日から 5 年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
2) 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員・使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合等において、取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

⑦ 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者および次の⑧に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

⑧ 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

⑨ 新株予約権証券の発行

新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

⑩ その他の事項（上記①から⑨におけるその他の事項を含む。）

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以　上